

美浦中学校「保護者と教師の会」会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は美浦中学校保護者と教師の会（P T A）と称し、事務所を美浦中学校におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教師となるように努める。
- 2 学校と家庭との緊密な連絡・連携によって生徒の生活を支援する。
- 3 青少年の生活環境をよくする。
- 4 公教育の充実に努める。
- 5 国際理解に努める。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は、次の通りである。

- 1 美浦中学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる者。
- 2 美浦中学校の校長及び教員。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、月額250円とする。

第7条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第5章 経費

第8条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 この会の役員は、次の通りである。

会長	1名	副会長	若干名（保護者若干名 教師1）
幹事	3名（保護者2 教師1）	書記	3名（保護者1 教師2）
会計	2名（保護者1 教師1）		

第13条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 14 条 役員は次の職務を行う。

- 1 会 長 本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代行する。
- 3 幹 事 会長の指示に従って会務にあたる。
- 4 書 記 会長の指示に従って庶務にあたる。
- 5 会 計 本会の会計事務にあたる。

第 7 章 会計監査委員

第 15 条 この会の経理を監査するため、2名の監査委員をおく。

第 16 条 会計監査委員の任期は、1年とする。

第 8 章 役員及び会計監査委員の選出

第 17 条 役員及び会計監査委員の選出は、次の通りとする。

- 1 会長 副会長 幹事 書記 会計 は選考委員会において選出し、総会の承認を得る。
- 2 会計監査委員は、選考委員会において選出し、総会の承認を得る。

第 9 章 総 会

第 18 条 総会は、この会の最高決議機関である。

総会は、全会員の過半数以上の出席があった場合に成立する。ただし、委任状を認める。

第 19 条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 20 条 総会は、毎年4月に開くものとする（定期総会）。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる（臨時総会）。

総会においては、役員、会計監査委員の承認及び決算、予算、事業計画の承認を行う。

第 10 章 運営委員会

第 21 条 運営委員会は、役員、常任委員会の委員長、専門委員会の委員長、校長及び臨時委員会のある場合は、その委員長をもって構成され、この会の円滑な運営・企画にあたる。

第 22 条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、役員、予算、決算、事業、会則の審議をする。

また、運営委員会は、緊急にて総会を開くいとまのない事項の処理を行うことができる。

第 23 条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決まる。

第 11 章 常任委員会

第 24 条 常任委員会は、役員、生活指導委員（支部委員）、学年委員（委員長・副委員長）、及び校長をもって構成される。

第 25 条 生活指導委員（支部委員）はそれぞれの支部より1名選出する。また、専門委員（広報、厚生研修、施設）を兼任することができる。

第 26 条 生活指導委員（支部委員）は、子どもたちの学校外での安全のために学校地域と協力して活動する。

第 27 条 常任委員会は、運営委員会の企画・運営に則り、事業の計画及び推進に当たる。

第 28 条 常任委員会の議事は、出席者の過半数で決まる。

第 29 条 常任委員会の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 1 2 章 専門委員会及び臨時委員会

第 30 条 この会の円滑な活動のための専門委員会をおく。

1 厚生研修委員会

会員の資質を高めたり，生活を健康で豊かなものにするための研修会，講演会，講習会等の企画にあたる。

2 広報委員会

会員相互の理解を深め，活動を盛んにするために会報の発行，その他必要な活動をする。

3 施設委員会

学校の施設設備の充実に協力する。

第 31 条 専門委員は学年委員を兼ねる。

第 32 条 専門委員は，次により選出する。

1 厚生研修委員，広報委員，施設委員は，学年委員より各 1 0 名選出する。

第 33 条 専門委員の任期は，1 年とする。

第 34 条 特別な事項について必要ある時は，臨時委員会を設ける。

第 35 条 臨時委員会は，その任務を終了したとき解散する。

第 1 3 章 学年委員

第 36 条 学年委員会委員は 1 学年時に第 1 学年委員会委員（当該学年度），第 2 学年委員会委員（翌年度），第 3 学年委員会委員（翌々年度）を会員互選により選出し，それぞれの学年に進級した時に委員となる。

第 37 条 学年委員会委員の人数は，1 学年時を基本とし，原則 1 学級 6 名とする。

第 38 条 各学年の学年委員会に委員の互選により委員長 1 名及び副委員長 2 名を置く。

第 39 条 学年委員は専門委員（厚生研修，広報，施設）を兼ねる。

第 40 条 学年委員会の活動目標は次のとおりとする。

1 会員及び地域社会に対し，教育的な催しに進んで参加できるような機会を企画し，実践する。

2 P T A 活動の周知や会員の意見交換の場を確保し，会員の意識高揚に努めるとともに，地域社会の理解を深める。

3 学校の施設及び環境の補完的整備に努める。

第 41 条 各学年の学年委員は，各学級及び各学年全体の自主運営を基本とし，役員会及び学年主任と連携を図り，学年委員会の活動目標達成を目指し活動を実践する。

第 1 4 章 選考委員会

第 42 条 選考委員は，運営委員会の推薦により，小学校区ごとに 2 名選出し，役員選考に当たる。

第 43 条 選考委員は，会長候補 1 名，副会長候補若干名，幹事候補 2 名，書記候補 1 名，会計候補 1 名，監査委員候補 2 名を選考する。

第 44 条 選考委員長は，新年度の定期総会に選考経過を報告する。

第 45 条 選考委員会は，新年度の総会に役員承認があった後，任務を終え解散する。

第 1 5 章 細 則

第 46 条 この運営に関し必要綱領は，この規約に反しない限りにおいて，運営委員会の議決を経て定める。

第16章 慶 弔

第47条 慶弔については、下記の通りとする。また、必要が生じた場合、その都度協議の上決定する。

【記】

慶 弔 別	金 額
火災見舞	5,000円（代表1～2名）
近火見舞	見舞いのみ（物品なし）
死亡（会員・会員の配偶者）	香料5,000円，供物10,000円 代表（1～2名）
死亡（生徒）	香料10,000円，代表（1～2名）
死亡（学校関係者）	村内PTAと協議の上で決める

第17章 改 正

第48条 この会則は、総会において3分の2以上の賛成により改正することができる。

付 則

この会則は、昭和46年4月1日より施行する。

昭和53年5月 1日 第5条，第6条，第12条，第15条一部改正施行

昭和58年4月14日 第6条一部改正施行

平成10年4月12日 第12条，第17条，第27条，第15章 慶弔の別紙
一部改正施行

平成11年4月24日 第24条，第26条，第27条，第31条，第43条
一部改正施行 第14章 選考委員会施行

平成15年4月29日 第12条一部改正施行

平成16年4月29日 第40条一部改正施行

平成18年4月30日 第15条，第30条，第31条一部改正施行

平成19年4月21日 第8章第17条，第10章第22条，第14章第40条，
第16章慶弔一部改正施行

平成20年4月12日 第10章第21条，第11章第24条～第26条，第12章
第30条～第32条，第13章第36条～第41条一部改正施
行

平成21年4月18日 第18条一部改正施行